

# 令和6年度第1回茨城県環境審議会

日 時：令和6年8月29日(木)午後3時00分から

場 所：茨城県庁 行政棟11階 1105共用会議室

次 第：別紙のとおり

出席者：別紙のとおり

○司会(庄司総括課長補佐)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第1回茨城県環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境政策課総括課長補佐の庄司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の審議会は、この場にご出席いただく方式とオンラインでご出席いただく方式のハイブリッドの形で開催をさせていただいております。

ご不便な点もあるかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、県民生活環境部次長の須能からご挨拶を申し上げます。

○須能県民生活環境部次長

県民生活環境部の須能でございます。

本来であれば、部長がご挨拶申し上げるところでございますが、出席がかないませんので、代わりまして、ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本日は、大変お忙しい中、第1回の環境審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

WEBで参加の委員の皆様も、大変ありがとうございます。

また、内藤会長はじめ委員の皆様方には、日頃から、本県環境行政の推進に格別のご尽力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

さて、毎日の猛暑が続いておりましたり、ここへ来て台風10号の進路が非常に迷走し、いろいろな形で大きな被害をもたらしているところでございまして、環境を取り巻く状況は日々厳しさを増していると感じているところでございます。

そういった中ではございますが、本日の議事につきましては、審議事項と報告事項各1件を提出させていただいているところでございます。

審議事項につきましては、水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の水質測定計画策定の手続きの見直しについてご審議を賜りたいと存じます。

また、報告事項は、本県環境の概況及び関連施策につきましては、これまで、毎年度、大気と水質の測定結果についてご報告をさせていただいたところではありますが、今回の審議会から、環境白書に記載があります温室効果ガスの排出量の状況や廃棄物処理の状況につきましても、県の施策と併せまして報告をさせていただき、それぞれの施策の結果や今後の対応の方向性等々につきまして、委員の皆様から幅広くご意見などを頂戴したいと考えてございまして、より審議会の審議を活発化させたいという思いから、充実を図ってまいりたいと考えてございます。

詳細につきましては、後ほど、担当課からご説明をさせていただきたいと存じますが、いずれの事項も、本県の今後の環境行政を推進してまいります上で大変重要な事項でござ

いますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願いしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会(庄司総括課長補佐)

ここで、次長は、所用により退席させていただきます。

○須能県民生活環境部次長

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会(庄司総括課長補佐)

議事に入ります前に、今年度から新たに就任された委員をご紹介します。

初めに、前任の荒井委員に代わりまして、一般社団法人茨城県経営者協会環境委員長の海原真一委員でございます。本日はオンラインでのご参加をいただいております。

○海原委員

よろしくお願いいたします。

○司会(庄司総括課長補佐)

よろしくお願いいたします。

次に、茨城県議会防災環境産業委員会委員長の交代によりまして、前任の高橋委員に代わりご就任いただきました飯田智男委員でございますが、本日は、所用により、遅れてのご参加となりますので、改めてご紹介をさせていただきます。

次に、本日の資料についてご確認をお願いいたします。

次第、出席者名簿、資料1、資料2及び参考資料の1から7までとなっております。

なお、オンラインでの会議参加の皆様をお願いいたします。

ビデオは常時オン、マイクはご発言のときのみオンにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

発言をご希望の際は、挙手機能をご利用の上、会長からご指名がありましたら、マイクをオンにしてご発言をお願いいたします。

それでは、内藤会長に、議事の進行をお願いいたします。

○内藤会長

内藤でございます。

皆様、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事は、お手元にお配りしてある次第にありますように、審議事項1件と報告事項1件を予定しております。

委員の皆様には、ぜひ、幅広い視点と豊かなご経験から、忌憚のないご意見を申し上げます。

また、本日は、スムーズな進行にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、議事録への署名をしていただきます委員を指名させていただきたいと存じます。本日、この場にいらっしゃっております富岡委員と清水久子委員に、後日、ご署名をお願いいたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めてまいります。

審議事項 水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の水質測定計画策定の手続きの見直しについてでございます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○市村環境対策課長

環境対策課の市村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

着座にて説明をさせていただきます。

お手元の資料1をご覧くださいと思います。

水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の水質測定計画策定の手続きの見直しについてご説明させていただきます。

○司会(庄司総括課長補佐)

ここで飯田委員がご到着されましたので、ご紹介させていただきます。

茨城県議会議員の飯田智男委員でございます。

○飯田委員

遅参しまして、誠に申し訳ありません。

県議会防災環境産業委員会委員長の飯田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○司会(庄司総括課長補佐)

よろしくお願い申し上げます。

○市村環境対策課長

それでは、説明を続けさせていただきます。

まず、1の法的位置付けでございます。

公共用水域及び地下水の測定計画につきましては、水質汚濁防止法第16条の規定に基づきまして、知事が、毎年、国の地方行政機関の長と協議をいたしまして、測定すべき事項、測定の地点、その方法につきまして策定することとなっております。

また、同法21条には、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する重要事項については、審議会が知事の諮問に応じ調査審議し、知事に意見を述べるものとされてございます。

2の現在の状況でございますが、同計画につきましては、例年、測定計画などの軽微な変更でありますことから、環境審議会での同日の諮問・答申の手続きを経まして決定してきたところでございます。

なお、同計画の専門的・技術的議論につきましては、審議会の下に置かれております公共用水域・地下水の水質汚濁事案対策専門部会での事前での説明、事前での審議を行ってございます。

3の見直しの理由でございますが、同計画の策定につきましては、専門部会におきまして議論を行っていることを踏まえまして、見直しを行いたいと存じます。

4の見直しの案でございますが、同計画策定の手続きにつきましては、審議会への諮問は行わず、専門部会での審議・承認をもって決定することにしたいと考えてございます。

なお、審議会への同計画の報告は行いませんが、公共用水域と地下水の測定結果につきましては、従前どおり、環境審議会へ報告させていただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご質問はございますでしょうか。

オンライン参加の方は、挙手機能を利用し、指名されましたら、マイクをオンにしてご発言ください。よろしくお願い申し上げます。

いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

森川委員。

○森川委員

今まで環境審議会で行ってきたことを専門部会で行うということで、役割としても、専門部会がそのまま担っていく。つまり、知事に意見を述べることができるのか、そういったことになっているという解釈でよろしいですか。

○市村環境対策課長

諮問は行わないということですので、手続き上、諮問・答申ということはありませんが、実質的な議論は専門部会で行いますので、内容につきましてはきちんと確認をいただくという形で考えてございます。

○森川委員

内容についての確認は審議会で行うということですね。

○市村環境対策課長

はい。

○森川委員

分かりました。ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

よろしいですかね。

水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水の水質測定計画策定の手続きの見直しについての件につきましては、基本にご異議がないようでございますので、原案のとおりとして差し支えないことにしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○内藤会長

ありがとうございます。

それでは、原案のとおりとさせていただきたいと存じます。

次に、報告事項 本県環境の概況及び関連施策についてでございます。

こちらは複数の課にまたがる内容になってございます。

事務局から、順番に説明をお願いいたします。

○深澤環境政策課長

茨城県環境政策課長の深澤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

お手元の資料2をご覧ください。

本県環境の概況及び関連施策についてご説明をさせていただきます。

冒頭、次長からもご挨拶申し上げましたとおり、本審議会としましては、これまで、本県環境の概況として、毎年度の県内の大気・水質等の測定結果についてご報告をしてきたところでございますが、今回より、温室効果ガス排出量の状況及び廃棄物処理の状況についても新たに報告事項に加えまして、それぞれの関連施策などと併せてご報告させていただくことといたしました。

資料の構成といたしましては、まず、1ページ目から、温室効果ガス排出量の状況、4ページ目から大気・水質等の状況、8ページ目から、廃棄物処理の状況の3項目についてまとめてございます。

また、その最後に、参考資料1から7を関連するものとしてお付けをしております。

これらの内容は、茨城県環境基本条例に基づく県計画であります第4次茨城県環境基本計画や年次報告の環境白書に沿った構成としてございます。

それでは、それぞれの項目につきまして、各担当課からご説明させていただきます。

まず、当課が所管しております1の温室効果ガス排出量の状況についてご説明させていただきます。

資料2の1ページをお願いいたします。

まず、2021年度における茨城県の温室効果ガス排出量でございますが、こちらは4,561万トン-CO<sub>2</sub>となっており、基準年であります2013年度から12.2%減少しております。

その減少の主な要因といたしましては、各排出部門における省エネルギー等の取組等により、二酸化炭素排出量の削減が進んでいるためと考えられます。

また、前年度2020年度比では、10.3%の増加であり、その要因としましては、コロナウイルス感染症拡大に起因して停滞しておりました主に産業部門において、経済活動回復に伴う排出量が増加したことによるものと考えられます。

下の表、排出部門別二酸化炭素排出量の推移及び県地球温暖化対策実行計画の目標値についてでございますが、2021年度における各部門の二酸化炭素排出量は記載のとおりとな

っております。

この中で産業部門が最も多く、2,726万トン-CO<sub>2</sub>となっており、全体の約63%を占めており、本県の排出状況の特徴となっております。

また、基準年度2013年度と比較した増減率では、それぞれ産業部門で11.3%の減、業務部門で19.9%の減、家庭部門で20.9%の減、運輸部門で14.6%の減などとなっております。

なお、各部門の2030年度の削減目標値につきましては、表の一番右側に記載のとおりでございます。この値は、野心的に定められた国の目標値と同等の目標値を本県の目標値として掲げているものでございます。

次に、2ページ目をご覧ください。

主な関連施策、取組目標及び今後の方向性についてでございます。

1番目の県地球温暖化対策実行計画の進行管理では、同計画の実効性を高めるため、施策の進捗確認や指標による評価等を行うとともに、茨城県地球温暖化対策推進委員会による評価に基づく施策の見直しや新たな施策等の検討を行っております。

また、県における温室効果ガスの年間排出量を推計し、実態を把握するための調査を実施しております。

今後の方針・方向性いたしますは、引き続き、同計画の進行管理を行いますとともに、国の地球温暖化対策の動向等を注視し、計画の改定等を検討してまいります。

2段目の事業所向け省エネ対策の推進では、中小規模事業所を対象とした専門家による省エネルギー診断を無料で実施し、設備の運用改善や省エネ設備導入等について技術的な助言を行っております。

また、省エネルギー診断を受けた事業所を対象に、省エネ設備導入に係る経費の一部補助を実施しております。

さらに、環境に配慮した取組の普及のため、簡易な環境マネジメントシステムである茨城エコ事業所登録制度の拡大を図っております。

今後の方針・方向性いたしますは、茨城エコ事業所登録制度のさらなる普及などにより、環境に配慮した事業活動の裾野を広げてまいりますとともに、積極的な省エネ対策を検討する事業所に対する具体的な技術的助言など、実効性のある支援を行うことで、本県のCO<sub>2</sub>排出量の約6割を占める産業部門や、業務部門における温室効果ガス排出削減を図ってまいります。

3段目の家庭向け省エネ対策の推進では、事業者や県民等に環境配慮型のライフスタイルの定着を促すいばらきエコスタイル普及啓発や、各家庭が行う省エネへの取組成果を見える化するいばらきエコチャレンジを推進しております。

また、3ページの記載になりますが、環境省提供の専用診断ソフトを活用し、診断士が各家庭のエネルギー使用状況を診断し、効果的な省エネ対策をアドバイスする家庭の省エネ診断を実施するとともに、家庭における再生可能エネルギーの普及を推進するため、市町村を通じた家庭用蓄電池の導入支援を行っております。

資料2にお戻りいただきますが、今後の方針・方向性としましては、引き続き、いばらきエコスタイルの普及・啓発に取り組むとともに、いばらきエコチャレンジや家庭用蓄電池の導入補助などを通じて、家庭部門の温室効果ガス排出削減を図ってまいります。

資料3ページにお移りいただきます。

4段目の再生可能エネルギーの普及促進では、地域の脱炭素化を推進するため、本県の地域特性を活かした地産地消型の再生可能エネルギーの導入可能性に関する調査を実施しております。

また、再生可能エネルギーの適正な導入促進のため、県ガイドラインの周知徹底を図るとともに、市町村と連携して、事業者に対する指導・助言を行うことで、太陽光発電設備の適正導入を推進しております。

さらに、災害発生時に機能維持が求められる医療・社会福祉施設に対し、太陽光発電設備及び蓄電池の導入に係る経費の一部補助を実施し、災害時における関係施設のレジリエンス強化を推進しております。

今後の方針・方向性としましては、引き続き、再生可能エネルギー導入に関する市町村や事業者への情報提供や、太陽光発電設備の適正導入の推進、事業者や家庭で利用するエネルギーの転換を促す各種支援を通じて、再生可能エネルギーの普及拡大を図ってまいります。

環境政策課からのご説明は、以上でございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご質問はございますでしょうか。

何でも結構でございますので、どうぞ忌憚のないご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願い申し上げます。

内海委員。

○内海委員

説明、ありがとうございました。

再生可能エネルギーの普及促進のところで、アの再生可能エネルギー導入可能性の調査を行っているということでしたが、具体的に地産地消型の再生可能エネルギー、茨城県としてはどういったものが適切であるとか、そういった形の結果みたいなものは出てきているのでしょうか。

○深澤環境政策課長

ありがとうございます。

この事業につきましては、これまでも何年度かに分けて実施をしております、当初、再生可能エネルギーとしてどういったエネルギーが適切なのかといったことで、一つ、風力発電のポテンシャル調査を実施したことがございます。

こちらにつきましては、本県は、陸域については、どちらかというと風力発電事業を实

施する上では、若干、ポテンシャル的にも弱いということが分かっておりまして、一方で、海域では風力発電のポテンシャルがあるという結果が示されておりますので、そういったものを関係する事業者等に提供させていただいてございます。

その後としましては、市町村と連携をいたしまして、例えば、それぞれの市町村で再生可能エネルギーのポテンシャルの活用の可能性について調査を行いまして、例えば、日立市とか、取手市とか、そういったところで、毎年度、こういった再生可能エネルギーの導入の可能性あるのかといった調査を行っております。

具体的には、これまで、例えば、日立市では、公共施設に太陽光発電設備を設置して、そういったものを地域で活用するようなことでの費用の試算を行って、現在、それに基づいた検討が進められていると承知をしております。

○内藤会長

よろしいですか。

ありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。

飯田委員。

○飯田委員

ご説明、ありがとうございました。

いろいろ委員会でお世話になっております。

資料3ページの再生可能エネルギーの普及促進のイ、太陽光発電ガイドラインの運用ということですが、本県では、もう8年前ですか、ガイドラインができて、運用しているわけなのですが、たしか、今年は再生可能エネルギー法の特措法が改正されたわけですが、それに関連して、ガイドラインはどういうふうに対応しているのか、その点はいかがでしょう。

○深澤環境政策課長

特措法を改正しまして、今年度、大きく変わりましたのは、いわゆる地域の住民の理解をきちんと得るということが、再エネの特措法上、例えば、FIT申請をする際の申請要件に位置付けられましたので、今回のガイドラインでも、そういった点を踏まえた内容を盛り込んで改正をさせていただいております。

○飯田委員

ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

それでは、オンライン参加の今藤委員。

○今藤委員

今、太陽光発電に関しては、年々、ガイドラインの改正、見直してもいいのではないかと、科学的知見も変わってきていますので、そのあたりのガイドラインの見直

しなどについてお伺いします。よろしくお願いたします。

○深澤環境政策課長

ガイドラインにつきましては、近年、太陽光発電の導入に係る様々な規制の強化等が図られてきてございます。

そういった内容を、随時、ガイドラインに必要な内容について盛り込んだような改正を行ってきているところでございます。

改正という形では、基本的には、当課の環境政策課で情報を収集いたしまして、ガイドラインの改正の手続きを進めているというところでございます。

○今藤委員

分かりました。ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

森川委員。

○森川委員

報告、ありがとうございます。

温室効果ガスの排出の最も多い部分が産業部門だということで、茨城県の特徴なことなのですが、産業部門の対策の推進で、今、この資料の中では、中小企業さん向けの対策についてとか書かれているのですが、排出量がすごく大きい企業さん向けにはどのような対策というか、方針があるのか、教えていただければと思います。

○深澤環境政策課長

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、本県の温室効果ガスの排出の特徴といたしまして、産業部門が全国では大体3割程度なのですが、本県は6割を占めているという状況にございます。

その大部分を占めておりますのは、臨海部にあります多排出企業でございまして、具体的に申し上げますと、鉄鋼業などがございます。工業につきましては、産業部門の半分を排出しているという状況にございます。

今回、産業部門は前年度比では16%ぐらい増えているところですが、その大部分を占めておりますのが鉄鋼業で、コロナで高炉の稼働を停止していたのですが、2021年度に通常の活動ということで高炉の運転を再開しましたので、その分の排出が増えたというのが大きな原因になってございます。

鉄鋼業における排出削減は、これまでも事業者が主体的に対策を進めてきておりまして、やれる部分についてはかなり進んできておりますが、さらに2050年のカーボンニュートラルに向けて排出削減を進めなければいけないということで、鉄鋼業としては、エネルギー構造を抜本的に見直していくところに迫られているという状況でございます。

そういったところの対策といたしましては、これは我々県民生活環境部だけではなくて、

全庁的に政策企画部や産業戦略部等と一体となっていばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクトを設置いたしまして、臨海部におけるカーボンニュートラルに向けた技術開発とか、あるいは設備投資を支援して、エネルギーの構造改革を後押しして、排出量のさらなる削減につなげていけるような取組をさせていただいているところでございます。

○森川委員

ありがとうございます。

技術的にもハードルが高そうですし、県として応援をしているのかなと思ってお聞きしました。そういう活動もありますよということを書いておかれるといいのかなと思いました。

ありがとうございます。よく分かりました。

○内藤会長

ありがとうございました。

続きまして、オンライン参加の中村委員、お願いいたします。

○中村委員

家庭向け省エネ対策の推進、あるいは再生可能エネルギーの普及推進に、それぞれ再掲という感じで両方に書いてあるのですが、自立・分散型エネルギー設備導入補助ということで、上限5万円ということで、県から市町村、そして購入者という流れで実施されるということですが、これはもう既に何年か前から行われていることであつたかと思うのですが、何年目でしょうか。2022年度でいくと、何年間ぐらいの実績がございますか。

○深澤環境政策課長

平成29年からですので、昨年度までで7年間の実績がございます。

○中村委員

そうすると、令和5年度の実績として829基とありますが、これは年々増加している傾向でしょうか。それとも、それほど変わらないのか、逆に減少傾向なのか、いかがですか。

○深澤環境政策課長

蓄電池に対する補助件数については、年々増加傾向でございます。

○中村委員

導入している市町村に対してということなのですが、今現在、どれほどの市町村がこれを導入しているのでしょうか。

○深澤環境政策課長

39市町村でございます。

○中村委員

例えば、水戸市とか、土浦市とか、そういう大きい市町村とは別に、比較的人口の少ないところも導入されているという感じですか。

○深澤環境政策課長

そうですね。39ですので、具体的に名前を挙げづらいところですが、利根町や境町といったところも実施されておりますので、水戸市など大きいところだけではありません。

○中村委員

分かりました。情報として、どの程度浸透しているのかということが少し気になりましたので、ご質問しました。

ありがとうございました。

○内藤会長

ありがとうございました。

そのほかに質問ございますか。

今藤委員、お願いいたします。

○今藤委員

特に太陽光パネルに関してのガイドラインについて、恥ずかしながらちゃんと見たことがなかったので、今、ざっとネットで拝見させていただいたところなのですが、今年の最新版でも生物多様性という言葉に全く触れられていないということに気づきまして、希少な生き物を守るとか、そういう観点がなくて、受粉する昆虫などが太陽光パネルの設置で失われてしまったりといった報告もあります。ですので、ガイドラインの改定などを検討される際には、生物多様性というワードもかなり重要ですので、環境省でもかなり意識して太陽光パネルを調べたり、報告が上がっていると思いますので、その観点を取り入れていただければと思いました。

○内藤会長

ありがとうございました。

続きまして、青柳委員、お願いいたします。

○青柳委員

2つございまして、一つは、温室効果ガスの排出削減で、最初の表には温室効果ガスの排出量の推移ということで温室効果ガスという言葉が使われていまして、その次の表では二酸化炭素になっています。つまり、この差は、二酸化炭素以外の温室効果ガスはどう取り扱っているのか。ここ二、三年で、グラスゴーのC O P 26以降、メタンは明確な国際的な政策ターゲットになっているわけです。

茨城県は、農業県として非常に多くのメタンを農業部門から排出しているわけですが、この部分については何か具体的な対策があるのかということです。

もう一つあるのですが、さっきの今藤委員の質問に対する回答が途切れ途切れでよく聞けなくて、逃してしまったかもしれないのですが、茨城県は計画書制度を持っていたと思います。計画書制度は、茨城県だけではなくて、複数の都府県で実施しているわけですが、他府県の計画書制度と比べて、茨城県の計画書制度は進んでいるのか、遅れているのか、どんな距離感であるのかということをお教えください。

以上です。

○深澤環境政策課長

資料の1ページ目でございますが、1は温室効果ガス排出量ということで、その下は二酸化炭素となっておりますが、この差については、先生がおっしゃられるように、メタンとか一酸化二窒素、フロン類がございます。

具体的には、参考資料1にその排出の状況について結果をお示しさせていただいております。

こちらにつきましては、どちらかという、国レベルでの規制といったものによる効果がかなり見込まれてまいりますので、そういった施策に県としても協力していきながら対策を進めているところでございます。

それから、計画書制度につきましては、他県と比べて進んでいるかどうかということについてはお答えが難しいのですが、原油換算で1,500キロリットル以上のエネルギーを消費している事業者については、毎年、事業の報告書を提出いただいております。

その内容について取りまとめて、県のホームページで公表しておりますほか、事業所訪問をして、それぞれの省エネ対策に対しての取組状況などの聞き取りを行って、良好事例等については、公表する資料などに盛り込んで横展開をしているという取組を進めさせていただいております。

○青柳委員

ありがとうございます。

私、他県でも環境審議会の委員をしておりますが、そちらでは、計画書制度が県全体の削減計画にどれだけ貢献するのか。逆に言いますと、計画書制度で実施できる削減量がきちんと県全体の削減量を達成できるだけの効果を持つように設計されているのかということまで議論が進んでいますので、茨城県も、単に玉を打つだけではなくて、政策の効果がきちんと目的を達成しているかどうかという評価までいっていただきたいと思います。

そこは希望ですが、よろしく願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。

次は、資料2の2についてでございます。

資料2の2につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○市村環境対策課長

資料2の4ページをご覧ください。

2023年度の大気・水質等の状況につきましてご説明申し上げます。

まず、(1)の大気環境の状況でございます。

①の一般環境大気測定といたしましては、環境基準設定物質としまして、二酸化いおう

などの6物質を、②の自動車排出ガス測定では、二酸化窒素など4物質を、さらに③の有害大気汚染物質測定では、ベンゼンなどの4物質を測定局などで測定しました結果、①の一般環境大気測定の光化学オキシダントを除きまして、全て環境基準を達成してございます。

なお、光化学オキシダントにつきましては、全国的にも環境基準の達成が極めて低い状況となっております。

次に、(2)の水環境の状況でございます。

生活環境項目につきましては、環境基準の類型を指定しております河川や湖沼、それから、海域の115水域で調査しました結果、71水域で環境基準を達成してございます。

健康項目につきましては、130地点で調査をしました結果、ほう素が1地点で環境基準を超過しましたが、それ以外は環境基準を達成してございます。

なお、基準超過がございました地点につきましては、海水と淡水が混じり合う汽水域でございまして、海水の影響があったと推測してございます。

5ページをご覧ください。

(3)の地下水の状況でございます。

県内57地区で調査を行いました結果、56地区で環境基準を達成してございます。

また、検出等があった地区につきましては、汚染の事実、それから、飲用上の注意につきまして周知しますとともに、超過井戸に対します飲用指導に加えまして、周辺調査を実施してございます。

次に、(4)の霞ヶ浦の状況でございます。

CODにつきましては、全水域平均で7.8mg/Lとなりまして、近年は7mg/L台で推移してございます。

次に、(5)のダイオキシン類の状況でございます。

大気や土壌等で調査を行いました結果、全ての地点で環境基準を達成してございます。

6ページに移らせていただきます。

主な関連施策、取組目標及び今後の方向性についてご説明させていただきます。

まず、大気保全対策でございます。

概要といたしましては、大気汚染防止法に基づきまして、工場や事業場等への立入検査を行いまして、規制基準の遵守等につきまして指導を行いますとともに、一般環境大気測定局におきまして、大気汚染物質の常時監視や、有害大気汚染物質について測定を行い、環境基準の達成状況を把握してございます。

主な実績でございますが、工場・事業場への立入検査は452件でございまして、環境基準達成状況につきましては、先ほどご説明しましたとおり、光化学オキシダントを除き、全ての項目につきまして達成してございます。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、工場・事業場への立入検査を行いまして、大気物質の排出抑制を図りますとともに、大気汚染状況の常時監視を行いまして、環

環境基準の達成状況を把握してまいります。

次に、水質保全対策でございます。

水質汚濁防止法に基づきまして、工場・事業場への立入検査を行いまして、規制基準の遵守状況について指導を行いました。

また、生活環境項目や健康項目等について測定を実施しまして、環境基準の達成状況を把握してございます。

主な実績でございますが、工場・事業場への立入検査は2,013件ございまして、環境基準の達成状況につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、工場・事業場への立入検査を行いまして、水質基準遵守の徹底を図りますとともに、公共用水域や地下水の常時監視を行い、環境基準の達成状況を把握してまいります。

7ページでございます。

霞ヶ浦の水質保全対策でございます。

霞ヶ浦に係ります湖沼水質保全計画に基づきまして、生活排水対策や工場・事業場対策、さらには農地・畜産対策など、汚濁負荷削減効果の高い事業に重点化して実施してございます。

主な実績でございますが、生活排水対策では、浄化効果が高いNP型高度処理浄化槽への設置費の補助などを430件実施してございます。

工場・事業場の排水対策では、飲食店やコンビニなどの小規模事業所への立入検査を1,560件実施しまして、排水基準遵守の徹底について指導を行ってございます。

農地・畜産対策では、霞ヶ浦流域内で生産されました堆肥を流域外に流通する取組に対する補助を行ってございます。

今後の方針・方向性でございますが、湖沼水質保全計画に基づきまして、森林湖沼環境税などを活用しまして、汚濁負荷削減効果が高い事業に重点化して実施することにより、引き続き、霞ヶ浦の水質浄化を推進してまいります。

最後に、ダイオキシン類対策でございます。

ダイオキシン類特別措置法に基づきまして、工場・事業場への立入検査を行い、規制基準の遵守につきまして指導を行いますとともに、法律に基づきまして、県内の大気や水質の調査を実施してございます。

主な実績でございますが、工場・事業場への立入検査は28件ございまして、環境基準達成状況につきましては、先ほどご説明しましたとおり、調査を実施しました全地点での環境基準の達成を確認してございます。

今後の方針・方向性でございますが、引き続き、工場・事業場への立入検査を行い、ダイオキシン類の排出抑制を図りますとともに、大気や公共用水域におきますダイオキシン類の常時監視を行いまして、環境基準の達成状況を把握してまいります。

なお、参考資料といたしまして、公共用水域・地下水の水質汚染事案対策専門部会や霞

ヶ浦の専門部会などにご報告しました測定結果などにつきまして、添付してございます。

環境対策課関係の説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からのご質問を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

森川委員。

○森川委員

コメントをいたします。

大気環境ですが、光化学オキシダントが基準達成0%ということで、これは日本国内どこもほぼそうなので、基準という観点から見ると厳しいのですが、別の視点で見ると、新しい指標値みたいなものもありまして、だんだん良くなっているという解釈ができると思うのです。

ただ、今年はずごく猛暑で、せっかく少しずつ良くなってきたのかなというところが、光化学オキシダントは化学反応でできてくるものですから、高温のときに、すごく生成してしまって、私は東京都にいますのですが、東京都では、去年、一昨年よりも注意報を発令しているという状況になっていまして、我々が対策をしている以上に地球温暖化の影響を受けるようにだんだんなっているのかなというところで、引き続き、対策を続けていかれたらいいかなと思っております。よろしくお願いたします。

○市村環境対策課長

ありがとうございます。

先生は光化学オキシダントのご専門ですが、我々、光化学スモッグなどを大変気にしておりまして、以前ですと、県西地域で、首都圏からの移流ということで、我々は非常に気にしていたのですが、最近の状況を見ると、千葉県側からの移流が大変多くなってきて、ちょっと状況が変わってきたのかなと思っております。

引き続き、注意深く見ていきたいと思っております。

○森川委員

そうですね。

少し大きい視点で見ますと、気象場が変化してきたりして、今年は特に気象場が変わってしまって、東京で高くなったみたいなこともありますので、意外といろいろな要因が影響してくるのかなというところで見えていただければと思います。

ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございます。

そのほかにもございますでしょうか。

柴沼委員。

○柴沼委員

霞ヶ浦の水質保全対策の中での畜産対策で、霞ヶ浦流域内等で生産された堆肥を流域外に流通する取組に対する補助というのは、堆肥を作っている業者が違うところに持っていけば補助が出るということですか。

○市村環境対策課長

今、森林湖沼環境税で補助をしているものとしましては、霞ヶ浦の流域の中では非常に畜産が盛んでして、たくさんの養豚場があって、そこで肥料にして使う分以上に生産がされているという状況ですので、我々としては、できるだけ霞ヶ浦流域の負荷を外に持っていきたいということで、作ったものを外に持ち出す先のマッチングまで考えて補助を出しているという状況です。

○柴沼委員

そこで使ってくれる方に対して補助という意味ですね。

○市村環境対策

そういう取組を農林部局のほうで行っております。

○柴沼委員

分かりました。ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

オンラインの青柳委員、お願いいたします。

○青柳委員

光化学オキシダントの関係で、環境省からVOC対策で出ていると思うのですが、ほかの都道府県でもきちんと条例を作ったり対応策をやっていますが、茨城県では対応策を具体的にされているのでしょうか。VOCに特化して何か条例のようなものを作っているのでしょうか。

○星野環境対策課課長補佐

環境対策課の星野と申します。

ただいまのご質問ですが、茨城県生活環境の保全等に関する条例があるのですが、VOC関係について、特化して基準を作っているということはございません。

○青柳委員

分かりました。

茨城県は有害物質を外部に出しているような事業所はあまりないということですかね。

○星野環境対策課課長補佐

VOC関係につきましては、大気汚染防止法の中でも、有害物質を使用している特定施設がある場合、届出をしてもらっているのですが、そういった届出をしている事業所はある程度ございます。

○青柳委員

分かりました。

現在、光化学オキシダントというと、自動車かVOCだと思うので、その辺をきちんとやっていたらと思います。

以上です。

○市村環境対策課長

先ほど、森川先生からもあったのですが、オキシダントにつきましては、窒素酸化物とか揮発性有機化合物は原因になるのですが、地域における物質の排出抑制は行うのですが、首都圏からの移入というのが結構大きくて、問題になっていますので、全国的に見ていかなければならないものだと思っております。これは注意深く監視していこうと思っております。

以上でございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにもございますでしょうか。

森川委員。

○森川委員

ちょっと話が変わるのですが、東京都で下水処理場から出てくるリンの肥料化に成功して、販売を始めたということを知って、リンは、茨城県の使用実態からして多いかなと思っていて、そういった取組ができるのかなと思いました。ただ、浄化槽が多そうなので、下水処理場みたいな一括して集めているところでそういうことができるのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○市村環境対策課長

下水処理場でのリンの活用は全国的に検討はしていると思っております。当方でも当然ながら検討はしております。

先生ご存じのように、問題点としては、有害金属などが含まれておりまして、肥料として十分安全性が保てるのかという問題もありますので、皆さん、その辺をクリアしながら取り組んでいるところだと思っております。

○森川委員

なるほど。うまくいくといいですね。

○内藤会長

ありがとうございます。

そのほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、資料2の3につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○廣瀬資源循環推進課長

資源循環推進課長の廣瀬でございます。

着座にて説明をさせていただきます。

資料2の8ページ、3 廃棄物処理の状況についてご説明申し上げます。

1 ぽつ目のごみの排出量につきましては、直近のデータであります2022年度におきましては99万7,000トンと、2021年度に比べまして8,000トン減少しております。

また、最終処分量は6万1,000トンと、こちらも5,000トン減少しております。

2 ぽつ目の産業廃棄物につきましては、5年ごとに調査を実施するため、直近のデータにつきましては2018年度分となっておりますが、排出量は1,154万7,000トンと、前回調査の2013年度に比べまして49万4,000トン増加しております。

再生利用率も6.9ポイント低下したところでございます。

最終処分量につきましては、79万5,000トンから48万1,000トンへと大きく低下しておりますが、こちらにつきましては、火力発電所の埋立処分量の変動によるもので、そちらを差し引きますとほぼ横ばいになっております。

3 ぽつ目の不法投棄の新規発生件数につきましては、後ほど、廃棄物規制課長からご説明をいたします。

資料をおめくりいただきまして、10ページをご覧ください。

主な関連施策でございますが、総合ごみ減量化対策といたしまして、廃棄物の3Rや食品ロス削減等に関する意識啓発として、ポスター・標語コンテストや集団回収優良団体の表彰等の取組を行ってございまして、今後も、引き続き、これらの取組を推進することで、ごみ排出量のさらなる削減を図ってまいります。

また、5の食品ロス削減につきましては、食品ロス削減推進計画に基づきまして、「てまえどり」のPRなど、普及啓発活動に取り組んでおります。

次に、いばらきフードロス削減プロジェクトの推進でございます。

事業系フードロスを削減するため、食品関連事業者等の取組を促進及び支援するものがございます。

主な実績といたしまして、フードロスを抱える事業者と活用したい事業者からの相談を受け付け、マッチングする窓口の運営や、カット野菜残渣などの飼料化研究のほか、昨年度は、本県特産品の干しいもの未利用部分の飼料化に取り組む事業者への補助を行ったところでございます。

今後は、新たに食品関連事業者と連携し、業種に応じた取組を一体的に推進していくことで、事業系フードロスのさらなる削減を図ってまいります。

下の段の減量化・再資源化促進事業につきましては、県産業資源循環協会への委託により、廃棄物再資源化指導センターを設置いたしまして、排出事業者に対する相談対応や情報提供等を行ってございまして、今後も、引き続き、これらの取組を通じて、産業廃棄物の減量化や再資源化を促進してまいります。

次に、11ページをお開き願います。

新最終処分場整備推進事業でございます。

循環型社会の形成と県内産業の持続的な発展に欠かすことのできない産業廃棄物最終処分場を日立市諏訪町に整備するため、事業主体であります県環境保全事業団に対しまして、国の交付金及び同額を負担する県出捐金、さらに、低利な長期貸付を実施し、資金面で支援するほか、広報活動の展開や地域振興に係る事業調整等を行いまして、新処分場の推進を図っております。

今後も、引き続き、施設の安全性を最優先とし、地域との共生を図りながら、新たな最終処分場の整備を着実に進めてまいります。

資源循環推進課におきましては、これらの取組を通じて、廃棄物の減量化や再資源化を促進し、持続可能な循環型社会の形成に取り組んでまいります。

説明は、以上でございます。

○片岡廃棄物規制課長

廃棄物規制課長の片岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

同じ資料の2の8ページにお戻りをいただきまして、3の廃棄物処理の状況についてのうち、当課所管の3ぼつ目の不法投棄の新規発生件数につきましてですが、近年、ゲリラ投棄の増加等によりまして、2018年度から増加に転じ、2020年度には197件と、近年のピークを迎えておりましたが、その後、減少しまして、直近の2023年度は105件と、2021年度から強化してきました不法投棄対策の効果が現れていると認識してございます。

次の9ページをご覧ください。

当課におきましては、主に資料記載のような施策に取り組んでおります。

まず、産業廃棄物の不法投棄対策といたしましては、不法投棄等の未然防止と早期対応を図るため、2021年度に導入しました不法投棄等通報アプリ「ピリカ」や、報奨金制度の運用に努めますとともに、警察官OBなどから成る専門チームによるパトロールを早朝・夜間を問わず実施するなどして、対策を強化しております。

これらの取組によりまして、前のページで説明したとおり、不法投棄の新規発生件数は大幅に減少しておりますので、今後も、引き続き、監視・指導体制の強化や発見・通報体制の充実に取り組めますとともに、不法投棄等事案の約8割を占める建設系廃棄物に係る事案について、不法投棄の多い地域を重点的にパトロールを実施するなど、より一層の監視強化に努めてまいります。

次の不適正残土対策といたしましては、これまで指導・是正が困難であった不適正事案に対応できるよう、残土の発生から運搬までを規制対象とする条例改正を2023年度に行ったところでございます。

これにより、不適正残土事案新規発生件数につきましても、残土条例の改正前の2021年度の92件から、2023年度は44件と、大幅に減少しております。

今後も、改正残土条例を確実に機能させるため、関係機関とのさらなる連携強化に努めますとともに、2025年4月から運用を開始する盛土規制法と重複する規制等につきまして

は、再度、残土条例を改正することとし、2025年4月の施行を目指して作業を進めているところでございます。

最後ですが、茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例につきましては、金属スクラップやプラスチックなどの再生資源物につきまして、屋外における不適正な保管等による生活環境の悪化を防止するため、事業場における保管基準を定めますとともに、100平米以上の屋外保管事業場の設置を許可制とする条例を本年4月から施行しているところでございます。

これまで、既存事業場に対する隣戸指導を進めているところでございますが、今後も、事業場への立入検査等を実施するとともに、不適正な保管に対する行政指導を行い、指導に従わない場合は、行政処分を科すなど、厳正に対処していく方針でございます。

当課におきましては、これらの取組を通じて、廃棄物の適正処理や資源の有効利用を推進し、循環型社会の形成につなげてまいります。

廃棄物規制課からの説明は、以上でございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、皆さまからのご質問、ございますでしょうか。

どうぞ。

○富岡委員

専門外なのですが、産業廃棄物の処分量は2018年の分が出ておりますが、そろそろ2023年の速報値ぐらいは出てきていないのですか。

○廣瀬資源循環推進課長

実は5年に一度ということで、2023年度のデータを、今、調査をかけている状況でございます。

○富岡委員

再生利用率がどんどん下がってきているので、その原因については分かっていることはありますか。

○廣瀬資源循環推進課長

廃棄物を再生利用する場合と、その廃棄物を排出しないで、有価物として取引をする場合がございます。2020年は有価物としての取引が少なかった。それが2030年になりますと、廃棄物をそのまま処理するのではなくて、有価物として取引をするということになりますので、その関係で再生利用率が下がったということでございます。

○富岡委員

でも、排出量自体が増えているので、有価物として外したとすると、全体のごみの排出量がかなり大幅に増えたということですか。

○廣瀬資源循環推進課長

そこで私どもで見ているのは、最終処分の量になりますが、最終処分で見ますと、資料

の8ページの②の産業廃棄物の表で見ますと、最終処分量というところで言いますと、火力発電所の埋立量が入ってしまっていますので、上下していますが、それを除きますと、2008年度で言いますと18万5,000トン、2013年度が14万3,000トン、2018年度が14万6000トンということで、2008年度に比べると、最終処分量のトン数は減ってきているということですので、再生利用率とリンクしていない部分がございます。

○富岡委員

2013年度に比べれば、最終処分量はちょっと減っていると。2008年度から比べるとちょっと増えていますが、だから、これから先の2023年度のデータを見てみると今後の動向が分かると。

分かりました。楽しみにしております。

○内藤会長

ありがとうございました。

そのほかにもございますでしょうか。

飯田委員。

○飯田委員

ご説明、ありがとうございました。

9ページ目の再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例ですが、こちらができて、いろいろ規制も設けられたということなのですが、これは市町村との連携が非常に大事になってくると思うのですが、4月から施行されてまだ日が浅いのですが、市町村のほうから具体的に相談があったという事例はございますか。

○片岡廃棄物規制課長

施行してまだ数か月のところなのですが、事業者によっては、騒音などの問題が地域から出ているよということを市町村から県のほうに通報いただくことはございます。それは、県と市町村と一緒に確認に行ったりしております。

○飯田委員

これからも連携を密にさせていただいて、非常にいい条例だと思って、評価しておりますので、さらに進めていただきたいと思っております。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

そのほかにも、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

松本委員、よろしく願いいたします。

○松本委員

ありがとうございます。

一つは、「ピリカ」についてですが、「ピリカ」で情報提供で不法投棄が出てくるということで、龍ヶ崎市でもその情報を公開できないかという話をしてみたのですが、それは県

のものだから、出せないということも言われて、実際には、市内でも不法投棄の場所が大体特定されるようなところになっているから、そういうのを地図に起こせないかという提案をしてみたのですが、逆に、そうすると、その場所を狙って行って捨てられるということになってしまうので、ちょっと難しいというのを一つ言われたのです。その辺のところは疑問に思っているところです。

もう一つ、地図ということに関して、10ページのいばらき食べきり協力店の店舗数が140店となっていて、その数が地域によってばらつきがあるのではないかなと思ったのですが、公開されている資料がPDFとエクセルなので、これも地図に落としてもらえたら、見るほうとしては、この辺に食べに行くときにも、食べきり協力店のほうを選ぼうという意識のある人は、情報としてありがたいのかなと思いました。

重ねて言えば、食品ロス削減の促進の①小学校高学年向け啓発教材の作成、県内小学校への活用呼びかけとありますが、そこがネットで公開されていても、それが、去年、どのくらい使われて、どのくらいのところが反応して動いているのか。呼びかけだけで、やっておきなさいよでは絶対効果がないと思うので、報告しろと言われる学校も嫌だろうと思うのですが、せっかくやるのだったら、その辺の報告をもらうとかということができないでしょうかという質問です。

○片岡廃棄物規制課長

まず、1点目ですが、どこに捨てられているかという「ピリカ」の情報自体は公開されていると思います。

龍ヶ崎市さんのお話の中で、県が持っている不法投棄の発生場所を公開できないかというお話かなというふうに理解しますと、確かに、龍ヶ崎市さんがおっしゃっているように、そこを公開すると、そこを狙われるというのは我々も理解できるところでございます。

実際、不法投棄の発生場所については、我々のパトロールでも、重点パトロールという意味でも活用していますので、情報公開は慎重にしつつも、どういう情報を公開できるのかということは考えながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○廣瀬資源循環推進課長

いばらき食べきり協力店を地図に落とすということですが、そちらのほうにつきましては、これから検討させていただいて、できれば、ホームページ等で公表できるように考えていきたいと思っております。

小学校高学年向けの啓発教材の作成ということで、確かに先生のおっしゃるとおりだと思います。例えば、教育庁と連携して、教育庁には栄養教諭という方が教員としていらっしゃいますので、食育の一環として、こういった教材を使って、食品ロスの勉強を子どもたちに教えられるようなことができないかということで、今、検討している状況でございます。

○松本委員

ありがとうございました。

○内藤会長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

報告事項につきましては、以上になります。

本日の議事全体を通しまして、ほか意見はございますでしょうか。よろしいですか、ありがとうございます。

それでは、以上で、本日の議事を終了いたします。

委員の皆様には、熱心にご審議をいただきまして、ご協力、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見、ご提案につきましては、事務局において今後の施策等への反映の検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会(庄司総括課長補佐)

内藤会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回茨城県環境審議会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、本審議会へご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

オンライン参加の皆様は、随時、ミーティングからご退出ください。

皆様、お疲れさまでございました。